

総行安第3号
令和5年1月18日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（行政改革担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（公務災害担当課扱い）
（行政改革担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第3号）及び昭和42年自治省告示第150号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部を改正する件（令和5年総務省告示第15号）が本日付で公布・施行され、改正後の規定は令和4年10月1日から適用されます。

今回の改正の概要及び施行期日については、下記のとおりですので、その施行に遺漏のないようお願いするとともに、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等及び関係する地方独立行政法人に対して、また、各指定都市総務局長におかれましては、関係する地方独立行政法人に対して、この旨を周知いただくようお願いいたします。

なお、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第69条第1項の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤の職員等に係る「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（昭和42年9月1日付け自治給第56号）の改正は予定していないことを申し添えます。

記

1 改正の概要

地方公務員等（一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の役員及び

職員を含む。)のうち、これまで、地公災法第2条第1項に規定する職員以外の者であって、船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員のうち労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第一に掲げる事業に従事する者であったもの(以下「旧労災適用非常勤船員」という。)については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)が適用されてきたところである。

旧労災適用非常勤船員については、船員労働の特殊性を踏まえると、その従事する業務は常勤の船員と変わるものではないことから、今般、地方公務員等共済組合制度において、非常勤職員のうち一定の要件を満たす者を組合員とし短期給付に係る規定を適用する改正が令和4年10月1日から施行されたことを契機として、地方公務員災害補償制度においても常勤の船員と同等の取扱いとすることとし、地公災法第2条第1項の委任規定である地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「地公災令」という。)第1条第1項に第3号を新設し、地公災法の適用となる職員に追加するものである。

また、旧労災適用非常勤船員である一般地方独立行政法人の役員及び職員については、昭和42年自治省告示第150号(地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について。以下「告示」という。)を改正し、同第3号に準ずる者として新たに規定するものである。

2 施行期日

令和5年1月18日

(改正後の地公災令第1条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び同条第2項の規定並びに改正後の告示第1号(二)及び(三)に係る部分に限る。)の規定は、令和4年10月1日から適用する。)

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560(直通)

総行安第4号
令和5年1月18日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第3号）及び昭和42年自治省告示第150号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部を改正する件（令和5年総務省告示第15号）が本日付けで公布・施行され、改正後の規定は令和4年10月1日から適用されます。

今回の改正の概要及び施行期日については、下記のとおりですので、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正の概要

地方公務員等（一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員を含む。）のうち、これまで、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第2条第1項に規定する職員以外の者であって、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第一に掲げる事業に従事する者であったもの（以下「旧労災適用非常勤船員」という。）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）が適用されてきたところである。

旧労災適用非常勤船員については、船員労働の特殊性を踏まえると、その従事する業務は常勤の船員と変わるものではないことから、今般、地方公務員等共済組合制度において、非常勤職員のうち一定の要件を満たす者を組合員とし短期給付に係る規定を適用する改正が令和4年10月1日から施行されたことを契機として、地方公務員災害補償制度においても常勤の船員と同等の取扱いとすることとし、地公

災法第2条第1項の委任規定である地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「地公災令」という。）第1条第1項に第3号を新設し、地公災法の適用となる職員に追加するものである。

また、旧労災適用非常勤船員である一般地方独立行政法人の役員及び職員については、昭和42年自治省告示第150号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について。以下「告示」という。）を改正し、同第3号に準ずる者として新たに規定するものである。

2 施行期日

令和5年1月18日

（改正後の地公災令第1条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第2項の規定並びに改正後の告示第1号（(二)及び(三)に係る部分に限る。）の規定は、令和4年10月1日から適用する。）

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）